

報 廣 ま っ だ い

昭和45年7月10日発行
号 外
東頸城郡松代町公民館
館長 富 沢 清 次
電 話 松 代 1 番
印刷 松代印刷所

町民第一プールが出来ました

利用は七月二十三日から

かねてから必要を強く唱れ、その建設の一日も早からんことを、各方面から希望されてきました松代町の町営プールが、この程大字松代の善宗塚の高台に完成し、その名も『松代町民第一プール』と決定し、七月二十三日より利用できることになりました。

このプールの建設経過は、昨年度議会の議決をみ、十月に用地買収が行なわれ、その設計を安塚町の増田設計事務所へ委託。本年度予算議会において建設費の議決をみたものです。

入札は四月八日、五社の指名競争入札によって行なわれましたがその結果、直江津市の望月建設に落札。ただちに四月二十日着工されました。

比較的天候に恵れ順調に進んだ工事は予定された期日に終り、七月十八日竣工式をむかえることになりました。工事費はプール本体が一三〇〇万円、ろ過装置六十六万円となり、立派なものです。

係では早速その使用計画をたて七月二十三日より利用することに決定いたしました。

尚プールの竣工を祝し、七月十九日、二十日、二十一日の三日間は午前九時より午後四時半まで無料一般公開することになりましたので、多数の者の来泳をお待ちしているとのことです。小学校児童は、ジュニア・プールで泳いでもらいます。一般プールには入れませんが、水泳には必ず保護者か

指導者が引率してくる様にして下さい。

▲プールの使用のおもなる決りは次の通りです (二十三日より)

◎開設時間

- 九〇時～二〇〇時 第一回目
- 二〇〇時～四〇〇時 第二回目
- 四〇〇分～六〇〇時 第三回目
- 七〇〇時～九〇〇時 第四回目

(但し第四回目については毎週火・木・土・日のみ開設で中学校以下の児童は使用できません)

◎町立の学校が指導計画による使用及び一般が団体で(団体とは三十名以上をいう)使用するときにはプール使用許可申請書を一週間前に教育委員会に申請してください。

◎入場料は一回(決められた時間帯)大人三〇円。小人二十円です。学校の指導計画による場合は、申請書により許可になりますと無料になります。

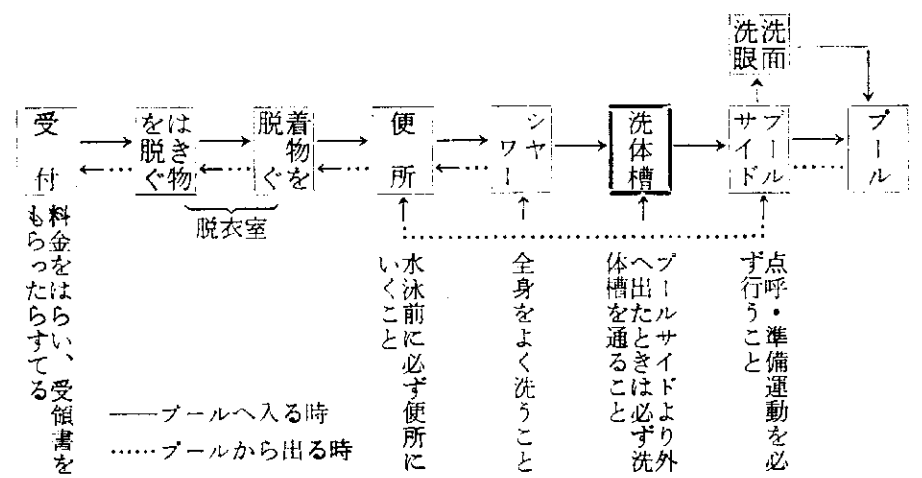
◎使用は定められた時間の中で行いますので、途中で入られてもその時間が来たら出ていただきます。(但し学校教育計画の場合は特別です)

◎体の具合の悪い人は水泳できません。特に病後経過の短時日の人。神経や運動障害のある人。発熱している人。下痢の人。外傷のはなはだしい人。傷口の化膿している人。心臓病、高血圧強度の貧血症の人。呼吸器疾患

のある人。結膜炎、トラコーマ中耳炎などの人。鼻の病気の人の強い人。伝染性疾患のある人は水泳できませんので、医師の健康診断を受けられてから、水泳をされる様お願いします。

▲町民プール使用者の心得

① 順序は次の図の通りですので必ず守ってください。



(裏面へ続く)

- ② 窓口で使用料金を支払い、受領書はすぐくずかごに捨てる
- ③ 貴重品はもってこない。
- ④ はき物を脱ぎ、足ふきマットで足の砂などをよくぬぐって
- ⑤ はき物は下駄箱へ、脱いだ着物は風呂敷に一括して更衣箱にいれる。
- ⑥ 鼻をよくかみ、便所へ行く。
- ⑦ シヤワーには全身をよく洗うように。
- ⑧ 洗体槽に全身をよくひたす。
- ⑨ 更衣室や便所、シヤワーはいつも清潔であるよう心がける
- ⑩ 土足でプールサイドに上ったり、素足で土の上へ出ない。
- ⑪ 指定された水泳器具以外はプールに持ち込まない。
- ⑫ 常時着用の肌着、下ばきで水泳をしない。清潔な水泳着で泳ぐ。
- ⑬ 女子は水泳帽を用意するか、髪の手入れをよくして、きちんと結んでおく。
- ⑭ タオルやバスタオルを必ず持つてくる。
- ⑮ たばこは管理室以外では絶対すわない。
- ⑯ プールサイドで必ず準備体操

- ⑰ を十分にする。
- ⑱ できる限り仲間を組む。
- ⑲ 耳の悪い者、耳に水の入り易い人は、耳に水の入らない様特に注意して入ること。

◎ 必ず管理者及び責任者の注意や指示に従うこと

- ⑲ 手、足、顔、頭など心臓に離れた部分から、ゆっくりぬらしてから水に入る。

- ⑳ 笛、鈴などの合図があったらどんな時でも指導者や管理者に注目し、注意をきくこと。

- ㉑ お互いの迷惑ですから、悪ふざけをしないよう。(おぼれたまね、大声を出す、うづめ合い等)

◎ プールの中で小便、つば鼻をかむ等は厳禁ですから絶対にならない様に

- ㉒ プールの中にはタオル等は持ちこまない。

- ㉓ 途中で便所へ行くときも、用便後、必ず洗体そうを通して帰ること。

- ㉔ 医師の条件付きで水泳する者はその条件を心ず守る。

- ㉕ 水泳後は、点呼を受け、洗眼所で眼をよく洗い、うがいし耳の水をよくとり、シヤワーで体を洗ってから整理体操してください。

● 尚万一事故者を発見した場合
はできるだけ早く次の処置をとってください。

。事故者をプールからあげ、管理室に運び応急手当をすること。

。医療機関へ連絡し、医師の指示に従って応急手当をすること。

。教育委員会、松代町幹部派出所(警察)、学校、家庭へ連絡すること。

● プールに来る時には、なるべく歩いてください。自転車などですと交通事故がおこりやすいと思います。

● 夏休み中の子どもさんの水泳は、子どもさんだけで二、三名位づつ来ることは、万一の場合もありますから遠慮ください。必ず保護者が指導者について来てもらうように。